

[事案 28-275] 契約解除無効等請求

・平成 29 年 10 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

告知に際し、保険会社の対応に不備等があったことを理由に、告知義務違反による解除の無効ならびに死亡保険金および損害賠償金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 3 月に契約した引受基準緩和型終身保険について、平成 28 年 2 月に契約者兼被保険者（以下、「契約者」という。）が死亡したことから、死亡保険金を請求したところ、がん診断の不告知による告知義務違反を理由に契約が解除され、保険金も支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約の解除を撤回し、保険金を支払ってほしい。

- (1) 契約者は目が不自由であったところ、募集人は、告知書の告知事項を口頭で説明せず、告知書のチェックを契約者以外の者が行った。
- (2) 募集人は、契約者が過去にがん罹患したことを承知しており、契約時には、契約者から抗がん剤を使用中であることを伝えられ、告知の必要性について上司に問い合わせをしているにもかかわらず、募集人および上司は契約者のがんの再発を疑わなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、告知事項に沿って概要を読み上げた上で、契約者に告知書を記載いただいた。
- (2) 募集人は、抗がん剤治療は、がんの予防のためであると思ったので、がんの再発は想像できなかった。契約者および申立人（保険金受取人、告知時に同席）からは再発に関して相談はなかった。
- (3) 募集人には告知受領権がないため、募集人の悪意・過失は、原則として当社の過失の判断に影響しない。
- (4) 申立人は、契約者のがんの再発を知っており、契約手続きの際も同席していたのであるから、保険会社の過失を主張することは、信義則上許されない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および契約時に同席していた申立人の兄、募集人に対して、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知書のチェックを契約者以外の者が行ったとは認められず、契約時に保険会社側が告知義務違反による解除の原因を知っていた、または過失により知らなかったとは認められないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約時、募集人は、申立人から抗がん剤治療が告知の対象か質問され、上司に確認している。この場合、がんの再発予防ではなく、再発の可能性も十分考えられるので、保険会社は、契約者に対してがんの再発有無を確認することが望ましかった。

(2) 募集人は、契約者の目の障害について認識していたが、告知対象である「がん」の罹患に関する注意書きを読み上げなかった。必ずしも募集人に口頭で注意書きを読み上げる義務はないが、読み上げていれば、がんの再発を告知する必要性を契約者が明確に認識できたと言える。